

持続可能な開発目標 14 に関するスタディグループ (SG) の進め方 (案)

1. 本 SG の目的・趣旨

(1) 背景

2015 年 9 月の国連サミットにおいて、開発途上国の開発に関する課題、世界全体の経済、社会および環境の不可分の課題に対し、先進国と開発途上国が共に取り組むべき普遍的な目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。その中で、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継となる 2016 年から 2030 年までの国際目標として、17 の目標と 169 のターゲットからなる持続可能な開発目標 (SDGs) が掲げられた。

これを受け我が国は、関係行政機関相互の密接な連携を図り、総合的かつ効果的に SDGs にかかる施策の実施を促進・推進するため、総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする推進本部 (SDGs 推進本部) を 2016 年 5 月に設置した。同年 12 月に同本部会合で決定された「SDGs の実施指針」では、国際協調主義の下、我が国が国際協力への取り組みを一層加速していくことを確認している。加えて、国内における経済、社会、環境の分野での課題にも、またこれらの分野を横断する課題にも、国内問題として取組を強化するだけでなく、国際社会全体の課題として積極的に取り組んでいくとの意思を表明している。

また、SDGs は、「海洋」に関する目標として、その 14 番目に海洋・海洋資源の保全および持続可能な利用 (SDG14) を掲げている。SDG14 について国連は、2017 年 6 月に、特定の SDG の下に開催する初の国際会議として SDG14 実施支援国連会議 (国連海洋会議) を開催し、また、ノルウェーは、2018 年 9 月に、持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル (首脳級) を設置 (注: 日本も参加) するなど、SDG14 は国際的にも注目される目標となっている。

我が国としても、「SDGs の実施指針」において、8 つの優先課題の一つに「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」を挙げるなど、海洋に関する SDG14 の重要性には当初より着目してきている。特に最近の動きとしては、SDG14 において「ターゲット 14.1」として掲げられている海洋ごみ対策について、我が国は、本年 6 月の G20 大阪サミットの議長として「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に合意するとともに、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」をまとめ、その主導的役割を担いつつあると言える。

(2) SDG14 に対する我が国のアプローチと第3期海洋基本計画

SDGs の特徴として、「国際社会全体の課題としての取組」という大きなビジョンを示すものとなっている反面、具体的な施策までは導きにくいという点が挙げられる。上述の実施指針はこの点に対応するため、「開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組」や「国内問題として取組を強化するのみならず、国際社会全体の課題としても取り組む必要がある」ことを確認すると同時に、この考えを国内施策に関連づけるべく、「実施指針の付表」を作成し、施策の具体化を試みている。しかしながら、この「付表」によるアプローチは、SDG の目標に特化して施策（主要課題）を記載しているのではなく、むしろ整理しなおして8つのタイトルのもとに8分野に分けて施策を挙げて、それに関連するSDGの番号を記載するというものである（つまり、特定の目標、すなわち、本SGで焦点を当てるSDG14に特化して施策を記載しているのではない）点に、十分に留意する必要がある。

この点、第3期海洋基本計画に目を遣れば、同計画はSDGsおよびSDG14の存在に随所に触れており、また、同計画の「第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」で列挙した各施策については、上記「実施指針の付表」に比べても、より具体的に各施策が記載されていることから、SDG14の達成に向けた政府としての取組をより具体的に捉えることができる。また、各施策を実施していく上で省庁の枠を越えた調整が必要となる施策については、総合海洋政策本部・参与会議・総合海洋政策推進事務局が調整・統合の機能を果たしていくことになる。多くの施策がSDG14の達成に向けた進展に大きく貢献する可能性を有していることから、第3期海洋基本計画の各施策をSDG14に連関させて見直すことには、一定の意義を見出すことができる。

(3) 目的・趣旨

本SGにおいては、第3期海洋基本計画、特に「第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」として挙げている諸施策について、SDG14との連関という観点から見直し、SDG14の達成に向けた我が国の取組を具体的に捉え、我が国の海洋分野の発展、SDG14の達成への貢献度などを軸として、SDG14の達成に向けた「SDG14 重点的施策」としての抽出を試みる。そこで抽出された諸施策について、様々な視点から検証することを通じて、成果・課題を洗い出し、その効果的な実施のための調整の在り方、施策の統合的実施の方策について検討し、意見する。

また、現在SDGs推進本部は、我が国のSDGs達成に向けて、「実施指針の付表」によるアプローチ、すなわちSDGの目標に特化して施策（主要課題）を捉えるのではなく、意図的にいくつかの分野に分けた上で、施策を挙げて、それに関連するSDGの番号を

記載するというアプローチを採用し、その作業を通じて SDGs 達成に向けた課題を捉えようと試みていると言える。そこで本 SG が「SDG14 重点的施策」を抽出し、さらに抽出された諸施策について、様々な視点から検証し、SDG14 に特化したアプローチ・視点を提供することで、SDG14 の達成に向けた取組上の新たな課題の発見にも貢献し得ると考える。さらに、第 3 期海洋基本計画の実施という観点から見ても、同基本計画の掲げる諸施策の着実な実施が、SDG14 にも大きく貢献し得ることを明らかにすることができれば、かかる諸施策の実施・達成に新たな評価基準を与え、第 3 期海洋基本計画の実施の正当性を高める効果も期待される。

2. 主な検討テーマ

研究会の対象とするテーマについては、第 3 期海洋基本計画「第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」として挙げる諸施策から、SDG14 に照らして、特に取り上げるべき施策を明確にするとともに、総合海洋政策本部・参与会議・総合海洋政策推進事務局による調整・統合の機能の発揮が期待され得る施策を抽出する。かかる観点から、テーマとしては、以下の 3 つを念頭に検討を行う。ただし、第 1 回研究会において、テーマを含めその後の SG 研究会の進め方についての包括的な議論を予定しているところ、その議論の結果によっては、テーマの変更もあり得る。

テーマ 1：海洋環境に関する施策：海洋プラスチックごみをはじめとする海洋ごみ対策に係る我が国の取組 等

テーマ 2：漁業・水産資源管理に関する施策：IUU 漁業対策に係る我が国の取組 等

テーマ 3：小島嶼国支援に関する施策：小島嶼国に対する我が国の支援、取組 等

3. 構成員

(1) 参与

- ・兼原参与（主査）
- ・ほか関心を有する参与

(2) 有識者

上記 2. のテーマ 1～3 について対応が可能な有識者を、4 名程度想定（自然科学系の学識者、社会科学系の学識者、産業界の代表者など）。

また、テーマに応じて、別途アドホックに他の分野の有識者の出席を求めることも検討する。

(3) 関係府省庁

内閣官房（外政）、内閣府、外務省、農林水産省、環境省 等

4. 今後のスケジュール案

(1) 第1回 SG（令和元年10月）

- ・本 SG の趣旨（目的）、進め方について意見交換、確認
- ・SDGs の全体における SDG14 の位置づけに関する説明（説明者：外務省および有識者）

(2) 第2回 SG（令和元年11月）

- ・海洋環境に関する施策の説明（説明者：環境省および有識者）
- ・漁業・水産資源管理に関する施策の説明（説明者：水産庁および有識者）
- ・意見交換

(3) 第3回 SG（令和元年12月）

- ・小島嶼国支援に関する施策の説明（説明者：外務省および有識者）
- ・意見交換

(4) 第4回 SG（令和2年1月）

- ・議論の成果（仮）のとりまとめ

※第1回 SG における、テーマ設定、議論の結果やその後の SG での議論の進展によっては、アドホックな SG や SG の回数の変更にも柔軟に対応する。